

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	東大芦地区 (酒野谷、下日向、上日向、深岩、笹原田、下沢、引田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体で約600haという広大な農地を有する。中心経営体として農業法人をはじめ、大・中規模農業者も揃っており、担い手耕作率は集落ごとにバラつきはあるものの全体で約6割と高い。圃場整備に伴い、集積率8～9割を目指している地区もある。課題としては、いくつかの集落で鳥獣被害を多く受けていることや、現時点では担い手が多いが10年後を考えたときに後継者がいなくなる、担い手の育成等が挙げられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引田、笹原田地区については、現時点で東大芦地区全体と比較すると、担い手への集積率は高くないが、現在圃場整備が進められているところであり、集積目標も80～90%としている。中～大規模経営体もいくつかあることから、整備と併せて地区内における担い手を中心に集積も進めていく。

・酒野谷、上日向、下日向、下沢地区については担い手の耕作率がいずれも約6割前後と高い。10年後を見据えたときに後継者不足という問題は考えられるため、新規就農の受け入れや担い手の育成なども含めた集積・集約化を図っていく。

・深岩地区は農地面積が約28haと東大芦地区内では最も少ない。担い手は大規模法人により耕作がされており、現状の維持を図る。

・いちご、にらの生産拠点として取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	598 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	520 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。 ・圃場整備での大区画化による集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。 ・小規模な土地改良を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・会社員等の退職者を積極的に農業につなげられるよう地域的に検討をしていく。 ・居抜き物件の利用(ハウス等) ・外部M&Aによる経営移譲 ・「いちご生産拠点」を作り、新規就農者を積極的に受け入れする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作型と新技術等の導入で省力化をして規模拡大へつなげる。
 ⑦農地、水路の保全管理は、土地改良区と多面的の組織とで連携を強化していく。
 多面的組織の広域化を目指す。
 ⑩大規模区画で営農できるような大型機械導入のため、国庫補助金獲得を目指す。